

公益社団法人 岡山県社会福祉士会 広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の会報誌、イベント等に掲載される広告及びチラシ等の会報誌封入（以下、「広告等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(責任)

第2条 広告等は、広告等を依頼しようとする者（以下、「広告依頼主」という。）が準備し、広告依頼主に掲載場所を提供するとともに、封入作業を行う。

2 広告等の内容に関する責任は、広告依頼主が負う。本会は、広告等の内容に対する一切の補償、責任を有しない。

(掲載場所、掲載料金及び規格)

第3条 広告等の掲載場所、掲載料金及び規格は別に定める。

(掲載基準)

第4条 次の各号に掲げる業種及び内容に関する広告は、取扱いをしないこととする。

- (1) 貸金業法の規制を受ける貸金業に関するもの
- (2) 迷信に関わるもの
- (3) 特定の政治的または宗教的主張を含むもの
- (4) 易断鑑定（易学教室をのぞく）
- (5) 暴力、賭博、麻薬、売春、暴力団その他の違法行為、反社会的勢力を肯定する等
公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
- (6) 反社会的勢力を広告主とするもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制を受ける風俗営業
等
- (8) 優良誤認表示、有利誤認表示その他景品表示法や薬機法に違反するおそれのある
もの
- (9) 調査、探偵業
- (10) 尋ね人（警察に届け出を行っている失踪者を除く）
- (11) 交通共済（反則金肩代わり）
- (12) 不良商法とみなされるもの（マルチ商法、靈感商法、催眠商法など）
- (13) 政策、報道記事等を否定するもの
- (14) 他の広告を否定するもの
- (15) その他、本会理事会により不適切と判断したもの

(掲載申し込み手続き)

第5条 広告依頼主は、別に定める申込書にて本会事務局へ手続きを行う。

(審査及び掲載作業)

第6条 本会において広告等の掲載を審査し、その結果に基づき広報委員会にて掲載作業等を行う。

- 2 審査を行うために、広告依頼主は掲載予定の広告（案）を添付する。

(広告等の変更について)

第7条 掲載中の広告等の変更については、改めて広告等の内容を審査した後に行う。

(広告等の取り消しについて)

第8条 広告掲載後に、第4条に基づき掲載した内容に不適切な事項が発生、発見された場合は、本会は広告依頼主に通知の上、掲載の取り消しを行う。

- 2 虚偽の申請、内容により不適切な事項が発生した場合、掲載の取り消しにかかる費用は、広告依頼主が負担する。
- 3 その他の事項で取り消しを行う場合は、本会及び広告依頼主による協議に基づき、取り消しにかかる費用を負担する。
- 4 広告掲載費用は、前3項の規定により取り消した場合は、広告掲載費用の返還は行わない。

(広告等の掲載終了について)

第9条 掲載期間が満了した広告等は、速やかに掲載を終了する。

- 2 広告掲載依頼主からの掲載終了の意思を確認した広告等は、掲載期間途中であっても速やかに掲載を終了することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、2017年10月13日から施行する。
- 2 この規程の名称を、2019年4月1日公益社団法人移行に伴い変更する。
- 3 この規程は、2024年6月22日から施行する。